

保 護 者 様

島根県立益田翔陽高等学校長

インフルエンザ治癒報告書について

学校保健安全法の規定により、インフルエンザに感染した場合は出席停止となります。この期間は欠席扱いにはなりません。

出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

登校する際には、原則、治癒証明が必要です。病院への再診や診断書は必要ありませんが、下記報告書を保護者で記入していただき、医療機関を受診したことを証明できるもの(*参照)のコピーを添付して登校の際に提出してください。

(*) 医療機関を受診したことを証明できるもの・・・調剤明細書のコピー等で、氏名、受診日、処方された薬剤名、医療機関名等が記載されているもの

きりとり

インフルエンザ治癒報告書（保護者記載用）

医師によりインフルエンザ（疑いを含む）と診断され、その治療が終了したことを報告します。

科 年 番 氏名

1 診断名 : () 型 インフルエンザ感染症 ・ インフルエンザ感染症疑い

2 受診日 : 平成 年 月 日 ()

3 受診した医療機関名 : _____

4 出席停止期間（医師より指示された期間） :

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ 印